

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公開番号】特開2004-222313(P2004-222313A)  
 【公開日】平成16年8月5日(2004.8.5)  
 【年通号数】公開・登録公報2004-030  
 【出願番号】特願2004-58623(P2004-58623)  
 【国際特許分類】

**H 0 4 L**    **9/32**    **(2006.01)**  
**G 0 9 C**    **1/00**    **(2006.01)**  
**H 0 4 Q**    **7/38**    **(2006.01)**

【F I】

H 0 4 L    9/00    6 7 5 A  
 G 0 9 C    1/00    6 4 0 D  
 H 0 4 B    7/26    1 0 9 R

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月6日(2007.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワークと移動局との間の接続の間において伝送されるメッセージの完全性をチェックし、メッセージについて認証値が計算される方法において、

認証が必要とされる全てのメッセージについて、前記通信ネットワークと前記移動局との間の両方向の伝送に関し、該メッセージの認証値が、

前記メッセージと、

前記通信ネットワークにより指定され、かつ、1つの接続のみに対して有効である擬似乱数値と、

前記移動局により少なくとも部分的に指定されるカウント値と、

を基礎にして計算される工程(50)を具備することを特徴とする方法。

【請求項2】

メッセージの前記認証値は、前記通信ネットワークにより少なくとも一部が指定される第2値をも基礎にして計算される(54)請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記移動局(20)は、前記カウンタ値について初期値を指定する請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記移動局(20)は、第3値を生成するためのカウンタ値と結合される初期値を指定する請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記移動局(20)は、前記初期値を指定する際に、前記移動局のSIMカードに以前記憶した値を用いる請求項3に記載の方法。

【請求項6】

前記通信ネットワークはUMTSネットワークであり、前記擬似乱数値は無線ネットワーク制御装置(30)により指定される請求項1に記載の方法。

**【請求項 7】**

通信ネットワークと移動局との間でメッセージを送受信するネットワーク構成要素であって、該ネットワーク構成要素は、前記通信ネットワークと前記移動局との間の接続の間において伝送されるメッセージの完全性をチェックするものであり、認証が必要とされる全てのメッセージの認証値が前記通信ネットワークと前記移動局との間の両方向の伝送に関して計算されるようにメッセージの認証値を計算する手段を備えており、前記メッセージの認証値が、

前記メッセージと、

前記通信ネットワークにより指定され、かつ、1つの接続のみに対して有効である擬似乱数値と、

前記移動局により少なくとも部分的に指定されるカウント値と、

を基礎にして計算されることを特徴とするネットワーク構成要素。

**【請求項 8】**

メッセージの前記認証値は、前記通信ネットワークにより少なくとも一部が指定される第2値をも基礎にして計算される(54)請求項7に記載のネットワーク構成要素。

**【請求項 9】**

前記移動局(20)は、前記カウンタ値について初期値を指定する請求項8に記載のネットワーク構成要素。

**【請求項 10】**

前記移動局(20)は、第3値を生成するためのカウンタ値と結合される初期値を指定する請求項8に記載のネットワーク構成要素。

**【請求項 11】**

前記移動局(20)は、前記初期値を指定する際に、前記移動局のSIMカードに以前記憶した値を用いる請求項9に記載のネットワーク構成要素。

**【請求項 12】**

前記通信ネットワークはUMTSネットワークであり、前記擬似乱数値は無線ネットワーク制御装置(30)により指定される請求項7に記載のネットワーク構成要素。

**【請求項 13】**

請求項7乃至12のいずれかのネットワーク構成要素を備えた電気通信システム。